

平成29年度 第2回 第21採択地区教科用図書採択協議会

平成29年7月18日(火) 10:00～

会場 菖蒲総合支所第1集会室

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 参加者 | 各市町教育長 | 5名 |
| | 各市町教育長職務代理者 | 5名 |
| | 各市町教育委員会教科書採択担当指導主事 | 4名 |
| | 第21採択地区教科用図書採択協議会事務局職員 | 3名 |

司 会 久喜市教育委員会教育部指導課課長補佐兼指導係長

1 開 会

第21採択地区教科用図書採択協議会 副会長

2 あいさつ

第21採択地区教科用図書採択協議会 会長

<委員変更の案内> 久喜市教育委員会 榎本英明教育長職務代理者就任の案内
<資料確認> 事務局から4点の資料の確認

3 議 事

(1) 協議にあたって

① 教科書展示会場における状況報告について

【提案】 議長の要請により事務局から

事務局：「宮代町立図書館会場 6月15日(木)から7月
1日(土)の14日間 来場者総数553名

内訳 保護者・一般158名 学校関係者372名 教育委
員会関係者23名。」

【質問・意見】 なし

② 選定の手順について

【提案】 議長の要請により事務局から

事務局：「初めに専門員の代表が研究調査結果の説明を行い、その後
質疑、専門員、傍聴人退出後に協議、続いて投票、開票結
果をもとに選定をしていく手順を進めてまいりたい。今年
度第21採択地区は5市町の協議となっている。結果につ
いては過半数の得票で決定したい。」

【質問・意見】 なし

【承認】 委 員：「異議なし」

③ 立会人について

【提案】 議長の要請により事務局から

議長：「開票の公正を期するために立会人をつけたい。」

事務局：「前回採択替え同様、監事、会計ということで提案する。

監事 山西 実様、会計 中村 敏明様にお願いしたい。」

【質問・意見】 なし

【承認】 委員：「異議なし」

議長：「情報公開については、全種目の採択が終了した後に、期日について提案する。」

(2) 協議

【説明】 議長の要請により専門員代表による説明

専門員報告書 P.1～P.8の説明、各発行者の特色・特徴等工夫されていることについての説明

【質疑応答】 委員：「分冊があること、ないことの意味について教えてほしい。」

専門員代表：「分冊があることによって、時間が経過しても書け、身近に置くことにより自分の成長のふり返りになる。分冊ではないことは、授業を受けた後、今日の考えをすぐにふり返り、自分の生き方や行動につなげることができる。」

委員：「価値をタイトルのところに記載してあるものと、見つけさせるものとあるが、どのような違いがあるか。」

専門員代表：「記載がある場合、クラスみんなで共有できる。記載のない場合、自分の生活に振り返りながら、問題意識を醸成できる。それぞれよさがある。」

委員：「深く考えさせるために巻末で問いがある。深い学びという視点からどうなのか。」

専門員代表：「発問は重要、それによって考え議論する道徳にどうつなげるか。教師の授業の展開の仕方にもかかわってくる。」

議長：「傍聴人の退室をお願いする。」

【投票・立会人の立会いのもと開票】

開票係：「224学研、224学研、224学研、2東書、224学研、以上である。」

議長：「投票の結果、特別の教科 道徳では、発行者番号224番学研に決定することよろしいか。」

委員：「異議なし」

議長：「異議なしと認め、特別の教科 道徳は、発行者番号224番学研に決定する。」

議長：「傍聴人入室してもらおう。」

(3) 協議結果の確認

議長：「事務局より、採択された平成30年度使用小学校用教科用図書の発行者番号・発行者の略称の確認をお願いします。」

事務局：「特別の教科 道徳224番 学研」

議長：「第21採択地区の平成30年度使用小学校用教科用図書は、ただいまの報告のとおり、本案を採択案とする。」

(4) 情報の公開について

議長：「情報公開について、事務局から連絡がある。」

事務局：「第1回教科書採択協議会の中で承認されたとおり、平成29年度第21採択地区教科用図書採択協議会 情報公開の基準に関する規程に則り、情報公開を行っていく。なお、公開の時期については、規程の9に従い、協議会長が東部教育事務所に採択結果を報告する日の翌日以降とする。今年度、東部教育事務所への採択結果の報告期限が8月25日なので、翌日の8月26日以降の公開となる。」

議長：「事務局案に質問・意見はあるか。」

【質疑応答】なし

議長：「なければ、このかたちで、情報公開をしていく。」

4 諸連絡

【説明】今後の手順について事務局から

- ① 各市町において、それぞれの教育委員会で選定結果の承認をする。
- ② 市町教育委員会は、8月9日（水）までに採択協議会事務局へ採択結果報告をする。報告がそろい次第、事務局から東部教育事務所に報告する。

5 開 会

第21採択地区教科用図書採択協議会 副会長

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成29年7月18日

第21採択地区教科用図書採択協議会長

希沼光夫

